

在宅医療的ケア児等短期入所等支援事業費補助金

【課題】

在宅の医療的ケア(たん吸引、経管栄養等)が必要な在宅医療的ケア児等が、短期入所事業や日中一時支援事業を利用できる機会を増やしたい。

【施策の方向性】

これまでの医療型短期入所事業所に加え、福祉施設への支援を推進し、レスパイトサービスの受け皿の確保を目指す。

事業のポイント

- ・特に医療型短期入所事業所（医療機関）が不足している地域を中心に、在宅医療的ケア児等に対応可能な看護師を配置する福祉事業者が、重要な受け皿となっている現状を踏まえ、福祉施設が行う短期入所事業、日中一時支援事業も対象とする。
- ・重症心身障がい児者と同水準の障がいの運動ニューロン疾患患者（筋萎縮性側索硬化症（ALS）、脊髄性筋萎縮症（SMA）等）を受け入れている事業所もあり、対象として明確に位置づける。

事業内容

医療的ケアの必要な以下の対象者に対して短期入所・日中一時支援を行った場合に必要となる経費の一部について一定額を補助。

<期待される効果>

レスパイトサービスの受け皿の確保

対象機関	医療機関	福祉施設
対象事業	短期入所事業	短期入所事業・日中一時支援事業
対象者	重症心身障がい児者、運動ニューロン疾患患者（筋萎縮性側索硬化症（ALS）、脊髄性筋萎縮症（SMA）等）、遷延性意識障がい児者のうち、医療的ケアのスコアが10点以上の者	